

春日部市立学校設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例

目次

- 第1章 総務（第1条—第3条）
- 第2章 厚生福祉（第4条・第5条）
- 第3章 教育環境（第6条—第13条）
- 附則

第1章 総務

（春日部市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正）

**第1条** 春日部市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成17年条例第42号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
（定義） 第2条 （3） 春日部市立 <u>小学校、中学校及び義務教育学校</u> の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成17年条例第175号）の適用を受ける者	（定義） 第2条 （3） 春日部市立 <u>小・中学校</u> の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成17年条例第175号）の適用を受ける者

（春日部市交通災害見舞金支給条例の一部改正）

**第2条** 春日部市交通災害見舞金支給条例（平成17年条例第123号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
（受給対象者） 第3条 見舞金等支給の対象となる者は、交通事故発生時本市において住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により登載され、かつ、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める学齢児童及び生徒（学齢を超えて <u>小学校、中学校及び義務教育学校等</u> に在籍する者を含む。）とする。	（受給対象者） 第3条 見舞金等支給の対象となる者は、交通事故発生時本市において住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により登載され、かつ、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める学齢児童及び生徒（学齢を超えて <u>小・中学校等</u> に在籍する者を含む。）とする。ただし、他の市区町村

ただし、他の市区町村に転出したときは、その資格を失う。	に転出したときは、その資格を失う。
-----------------------------	-------------------

(春日部市暴力団排除条例の一部改正)

**第3条** 春日部市暴力団排除条例（平成24年条例第31号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>(青少年に対する教育のための措置)</p> <p>第11条 市は、その設置する学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する<u>中学校及び義務教育学校（後期課程に限る。）</u>をいう。）において、その生徒が暴力団排除活動の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団による犯罪の被害を受けないようにするための教育が必要に応じて行われるよう適切な措置を講ずるものとする。</p>	<p>(青少年に対する教育のための措置)</p> <p>第11条 市は、その設置する学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する<u>中学校</u>をいう。）において、その生徒が暴力団排除活動の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団による犯罪の被害を受けないようにするための教育が必要に応じて行われるよう適切な措置を講ずるものとする。</p>

第2章 厚生福祉

(春日部市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

**第4条** 春日部市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第20号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>(一般原則)</p> <p>第3条</p> <p>3 特定教育・保育施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村（特別区を含む。）、<u>小学校及び義務教育学校（前期課程に限る。）（第11条及び第27条第3項において「小学校」という。）</u>、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業（法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業をいう。以下同じ。）を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p>	<p>(一般原則)</p> <p>第3条</p> <p>3 特定教育・保育施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村（特別区を含む。）、<u>小学校</u>、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業（法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業をいう。以下同じ。）を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p>

(春日部市遺児手当支給条例の一部改正)

**第5条** 春日部市遺児手当支給条例（平成18年条例第4号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条</p> <p>(2) 義務教育<u>修了前</u>（15歳に達した日の属する学年の末日以前をいい、同日以後引き続き<u>中学校、義務教育学校（後期課程に限る。）</u>又は特別支援学校の中学部に在学する場合は、その在学する期間を含む。）の者</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条</p> <p>(2) 義務教育<u>終了前</u>（15歳に達した日の属する学年の末日以前をいい、同日以後引き続き<u>中学校</u>又は特別支援学校の中学部に在学する場合は、その在学する期間を含む。）の者</p>

### 第3章 教育環境

(春日部市立小・中学校学区審議会条例の一部改正)

**第6条** 春日部市立小・中学校学区審議会条例（平成17年条例第167号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>春日部市立<u>小学校、中学校及び義務教育学校</u>学区審議会条例</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 <u>小学校、中学校及び義務教育学校</u>の学区の適正化を図るため、春日部市立<u>小学校、中学校及び義務教育学校</u>学区審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審議会は、春日部市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、<u>小学校、中学校及び義務教育学校</u>の学区の編成に関する事項を調査審議する。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条</p> <p>2</p> <p>(2) <u>小学校、中学校及び義務教育学校</u>の校長の代表者</p> <p>(3) <u>小学校、中学校及び義務教育学校</u>のPTAの代表者</p>	<p>春日部市立<u>小・中学校</u>学区審議会条例</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 <u>小・中学校</u>の学区の適正化を図るため、春日部市立<u>小・中学校</u>学区審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審議会は、春日部市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、<u>小・中学校</u>の学区の編成に関する事項を調査審議する。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条</p> <p>2</p> <p>(2) <u>小・中学校長</u>の代表者</p> <p>(3) <u>小・中学校</u>PTAの代表者</p>

(春日部市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

**第7条** 春日部市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年条例第47号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後				改正前			
別表第1（第1条関係）				別表第1（第1条関係）			
職名		報酬		職名		報酬	
小学校、中学校及び義務教育学校学区審議会委員		日額	5,200円	小・中学校学区審議会委員		日額	5,200円

(春日部市教育職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正)

**第8条** 春日部市教育職員のサービスの宣誓に関する条例（平成17年条例第172号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第31条の規定に基づき、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条の適用を受ける春日部市立小学校、<u>中学校及び義務教育学校</u>職員（以下「教育職員」という。）のサービスの宣誓に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第31条の規定に基づき、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条の適用を受ける春日部市立小学校<u>及び中学校</u>職員（以下「教育職員」という。）のサービスの宣誓に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>

(春日部市教育職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正)

**第9条** 春日部市教育職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（平成17年条例第173号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第35条の規定に基づき、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条の適用を受ける春日部市立小学校、<u>中学校及び</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第35条の規定に基づき、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条の適用を受ける春日部市立小学校<u>及び中学校</u></p>

<p><u>び義務教育学校</u>職員（以下「教育職員」という。）の職務に専念する義務の特例に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>職員（以下「教育職員」という。）の職務に専念する義務の特例に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>
---	---

（春日部市立小・中学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師設置に関する条例の一部改正）

**第10条** 春日部市立小・中学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師設置に関する条例（平成17年条例第174号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>春日部市立<u>小学校、中学校及び義務教育学校</u>の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師設置に関する条例 （設置） 第1条 学校保健安全法（昭和33年法律第56号） 第23条の規定に基づき、市立<u>小学校、中学校及び義務教育学校</u>にそれぞれ学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（以下「学校医等」という。）を置く。</p>	<p>春日部市立<u>小・中学校</u>学校医、学校歯科医及び学校薬剤師設置に関する条例 （設置） 第1条 学校保健安全法（昭和33年法律第56号） 第23条の規定に基づき、市立<u>小・中学校</u>にそれぞれ学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（以下「学校医等」という。）を置く。</p>

（春日部市立小・中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正）

**第11条** 春日部市立小・中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成17年条例第175号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>春日部市立<u>小学校、中学校及び義務教育学校</u>の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例 （趣旨） 第1条 この条例は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号。第2条において「法」という。）第4条第1項の規定に基づき、春日部市立<u>小学校、中学校及び義務教育学校</u>の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（以下「学校医等」という。）の公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）に対する補償（以下「補償」という。）の範囲、金</p>	<p>春日部市立<u>小・中学校</u>の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例 （趣旨） 第1条 この条例は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号。第2条において「法」という。）第4条第1項の規定に基づき、春日部市立<u>学校</u>の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（以下「学校医等」という。）の公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）に対する補償（以下「補償」という。）の範囲、金額及び支給方法その他補償に</p>

額及び支給方法その他補償に関し必要な事項を定めるものとする。 (通知) 第2条 2 教育委員会は、前項の規定による災害が公務上のものであるかを認定しようとするときは、春日部市立 <u>小学校、中学校及び義務教育学校</u> の学校医等公務災害補償認定委員会（以下「認定委員会」という。）の意見を聴かなければならない。	関し必要な事項を定めるものとする。 (通知) 第2条 2 教育委員会は、前項の規定による災害が公務上のものであるかを認定しようとするときは、春日部市立 <u>小・中学校</u> の学校医等公務災害補償認定委員会（以下「認定委員会」という。）の意見を聴かなければならない。
---	--

(春日部市いじめ防止条例の一部改正)

**第12条** 春日部市いじめ防止条例（平成27年条例第28号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(定義) 第2条 (2) 学校 春日部市立学校設置条例（平成17年条例第176号）に規定する <u>小学校、中学校及び義務教育学校</u> をいう。	(定義) 第2条 (2) 学校 春日部市立学校設置条例（平成17年条例第176号）に規定する <u>小学校及び中学校</u> をいう。

(春日部市学校給食センター条例の一部改正)

**第13条** 春日部市学校給食センター条例（平成17年条例第177号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(設置) 第2条 <u>市は、春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校（次条において「学校」という。）の給食</u> を適正かつ円滑に実施するため、その調理等の業務を一括する施設として、春日部市学校給食センター（以下「給食センター」という。）を設置する。 (給食の対象) 第3条 給食センターは、 <u>学校</u> のうち、自校に給食調理場を有しない <u>学校</u> の児童生徒及び教職員並びに給食センターの業務に従事する者に対し	(設置) 第2条 <u>春日部市は、市内小・中学校の学校給食</u> を適正かつ円滑に実施するため、その調理等の業務を一括する施設として、春日部市学校給食センター（以下「給食センター」という。）を設置する。 (給食の対象) 第3条 給食センターは、 <u>市内小・中学校</u> のうち、自校に給食調理場を有しない <u>小・中学校</u> の児童生徒及び教職員並びに給食センターの業務に従

<p>て給食を行う。ただし、春日部市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めた場合は、この限りでない。</p> <p>（組織等）</p> <p>第9条 運営委員会は、委員<u>11人</u>以内をもって組織し、その委員は春日部市の区域内の公共的団体等の代表者その他市民のうちから教育委員会が委嘱する。</p>	<p>事する者に対して給食を行う。ただし、春日部市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めた場合は、この限りでない。</p> <p>（組織等）</p> <p>第9条 運営委員会は、委員<u>14人</u>以内をもって組織し、その委員は春日部市の区域内の公共的団体等の代表者その他市民のうちから教育委員会が委嘱する。</p>
--	---

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。  
（春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校学区審議会委員に関する経過措置）
- 2 この条例の施行の際現に第6条の規定による改正前の春日部市立小・中学校学区審議会条例第3条第2項の規定により委嘱されている春日部市立小・中学校学区審議会委員は、第6条の規定による改正後の春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校学区審議会条例第3条第2項の規定により委嘱された春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校学区審議会委員とみなす。  
（春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の学校医等公務災害補償認定委員会委員に関する経過措置）
- 3 この条例の施行の際現に第11条の規定による改正前の春日部市立小・中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例第3条第3項の規定により委嘱されている春日部市立小・中学校の学校医等公務災害補償認定委員会委員は、第11条の規定による改正後の春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例第3条第3項の規定により委嘱された春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の学校医等公務災害補償認定委員会委員とみなす。  
（学校給食センター運営委員会委員の任期に関する経過措置）
- 4 この条例の施行の際現に第13条の規定による改正前の春日部市学校給食センター条例第9条第1項の規定により委嘱されている学校給食センター運営委員会委員の任期は、同条例第10条第1項の規定にかかわらず、平成31年3月31日までとする。